

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

報えの掲載について  
参議院地方選出議員選挙における候補者の支出金額の制限額  
参議院地方選出議員選挙における立会演説会を行ふべき市町村等について  
参議院地方選出議員選挙における立会演説会の演説順序のくじについて  
選挙運動に従事する者に対する実費弁償額等について

## 選挙管理委員会規則

### 鳥取県選挙管理委員会規則第一号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程(昭和二十五年鳥取県選挙管理委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

(1) 別記第十一号様式一、「自動車及び船舶の標識」

及び二、「拡声機の標識」の備考に

「但し二以上の選挙が直近して行われる場合においては色をかえることができる。」を加える。

### 目次

#### ◇選管規則

選挙事務規程の一部改正

#### ◇選管告示

衆議院議員選挙の選挙長等の選任

衆議院議員選挙における投票用紙等におすべき印

衆議院議員選挙における補充選挙人名簿の調整等について

衆議院議員選挙における候補者の支出金額の制限額

衆議院議員選挙における選挙公報への掲載について

衆議院議員選挙における立会演説会の参加申込のくじ等について

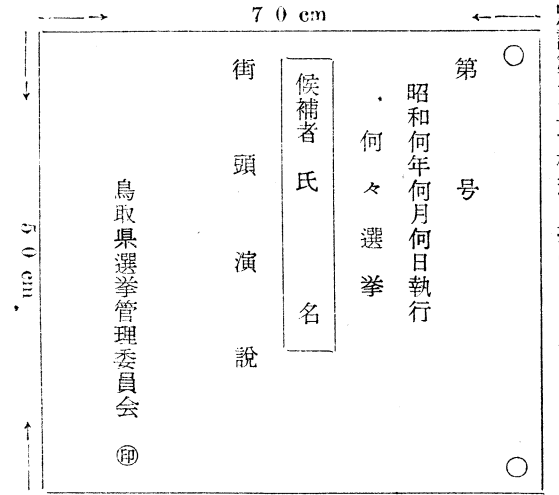
衆議院議員選挙における立会演説会を行ふべき市町村等について

参議院地方選出議員選挙における選挙長等の選任

参議院地方選出議員選挙等の投票用紙等におすべき印

参議院地方選出議員選挙における選挙公

(2) 別記第十五号様式を次のように改める。



生地は布地とする。

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第六号

昭和二十八年四月十九日執行の衆議院議員総選挙における鳥取県選挙区選挙長及び選挙長の職務代理者をそれぞれ

れ次のとおり選任した。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

職名	住 所	氏 名
選 挙 長	鳥取市東町九八 県選 挙管理委員会事務局内	窪田 国藏
右職務代理者	同	上根 政幸

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第七号

昭和二十八年四月十九日執行の衆議院議員総選挙の投票用紙及び不在者投票用封筒並びに仮投票用封筒におすべき印は当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第八号

昭和二十八年四月十九日執行の衆議院議員総選挙及び昭和二十八年四月二十四日執行の参議院地方選出議員通常

選挙につき調製する補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の方法及び申請の期間をそれぞれ次のとおり定める。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

- 一 調製現在期日 昭和二十八年三月三十一日
  - 二 調製期間 昭和二十八年四月七日から四月九日まで
  - 三 縦覧期間 昭和二十八年四月十日から四月十四日まで
  - 四 異議申立期間 縦覧期間中
  - 五 異議の決定期限 昭和二十八年四月十六日
  - 六 確定期日 昭和二十八年四月十七日
  - 七 申請期間及び申請の方法 昭和二十八年三月三十一日から四月六日まで
- 住所地の市町村の選挙管理委員会に文書で申請すること。

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第九号

昭和二十八年四月十九日執行の衆議院議員総選挙における各議員候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は次のとおりである。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

一人につき 三三七、二〇〇円

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第十号

昭和二十八年四月十九日執行の衆議院議員総選挙における選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載をうけようとする者の申請期限及び掲載順序のくじを行う場所並びに日時を次のとおり定める。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

- 一 申請期限 昭和二十八年四月六日
- 二 くじを行う場所 鳥取県選挙管理委員会事務局
- 三 くじを行う日時 昭和二十八年四月七日午前十一時

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

昭和二十八年四月十九日執行の衆議院議員総選挙につき開催する一回の立会演説会の参加申出の希望第一順位者が六人を超える場合のくじ及び演説の順序をきめるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

一日時 昭和二十八年三月二十九日午前十一時

二 場所 鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

昭和二十八年四月十九日執行の衆議院議員総選挙において立会演説会を行うべき市町村、開催予定の日時、会場及び一回の立会演説会において演説することのできる候補者の数並びに演説の時間を次のとおり定める。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

一 立会演説会開催の市町村 開催の日時、会場

月	日	時	開催市町村	会場
四月	一日	十三時	八頭郡那家町	那家町 育英小学校
四月	一日	十九時	若桜町	若桜町 若桜小学校
四月	二日	十三時	智頭町	智頭町 智頭小学校
四月	二日	十九時	河原町	八頭第一中学校
四月	三日	十三時	岩美郡宇倍野村	宇倍野村宮ノ下小学校
四月	三日	十九時	浦富町	浦富町 浦富小学校
四月	四日	十三時	気高郡湖山村	湖山村 湖山小学校
四月	四日	十九時	鹿野町	気高高等学校鹿野分校
四月	十日	十三時	浜村町	浜村町 浜村小学校
四月	十日	十九時	青谷町	青谷町 青谷小学校
四月	九日	十三時	東伯郡東郷松崎町	東郷松崎町松崎小学校
四月	九日	十九時	矢送村	矢送村 矢送小学校

四月	六日	十九時	上井町	上井町 上井小学校
四月	七日	十三時	浦安町	浦安町 浦安公会堂
四月	七日	十九時	赤碕町	赤碕町 永樂座
四月	八日	十三時	西伯郡御來屋町	御來屋町 公民館
四月	八日	十九時	淀江町	淀江町 淀江小学校
四月	九日	十三時	大篠津村	大篠津村大篠津小学校
四月	九日	十九時	境町	境町 境小学校
四月	十日	十三時	巖村	巖村 巖小学校
四月	十日	十九時	手間村	手間村 手間小学校
四月	十一日	十三時	日野郡溝口町	溝口町 溝口小学校
四月	十一日	十九時	根雨町	根雨町 公会堂
四月	十一日	十九時	黒坂町	黒坂町 黒坂小学校
四月	十四日	十九時	鳥取市	日進小学校
四月	十五日	十九時	鳥取市	成徳小学校

四月十三日十九時 米子市 啓成小学校

二 一回の立会演説会において演説することのできる候補者数 六人

三 候補者一人あたりの演説の時間 三十分以内

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

昭和二十八年四月二十四日執行の参議院地方選出議員選挙における選挙長及び参議院全国選出議員選挙における選挙分会長並びに選挙長、選挙分会長の職務代理者を夫々次のとおり選任した。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

職名	住居	氏名
選挙長	鳥取市東町九八 県選	窪田 国藏
右職務代理者	同	上根 政幸
選挙分会長	同	窪田 国藏
右職務代理者	同	上根 政幸

四月三日	十四時	八頭郡	郡家町	育英小学校
四月三日	十九時	若桜町	若桜小学校	
四月四日	十九時	智頭町	智頭小学校	
四月四日	十四時	河原町	八頭第一中学校	
四月五日	十四時	宇倍野村	宮の下小学校	
四月五日	十九時	浦富町	浦富小学校	
四月六日	十四時	湖山村	湖山小学校	
四月六日	十九時	気高郡	気高等学校	
四月七日	十四時	鹿野町	鹿野分校	
四月七日	十九時	浜村町	浜村小学校	
四月七日	十九時	青谷町	青谷小学校	
四月八日	十九時	東伯郡東郷松崎町	松崎小学校	
四月九日	十四時	矢送村	矢送小学校	
四月九日	十九時	上井町	上井小学校	
四月十日	十四時	浦安町	浦安公会堂	
四月十日	十九時	赤碕町	永楽座	
四月十一日	十四時	御來屋町	公会堂	
四月十一日	十九時	淀江町	淀江小学校	
四月十二日	十四時	大篠津村	大篠津小学校	
四月十二日	十九時	境町	境小学校	
四月十三日	十四時	巖村	巖村小学校	
四月十三日	十九時	手間村	手間小学校	
四月十六日	十四時	日野郡	溝口小学校	

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

昭和二十八年四月二十四日執行の参議院地方選出議員選挙につき開催する立会演説会における演説の順序をきめるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

一日時 昭和二十八年三月二十九日 午後一時

二場所 鳥取県選挙管理委員会事務局

四月十四日	十四時	根雨町	根雨公会堂
四月十四日	十九時	黒坂町	黒坂小学校
四月十五日	十九時	鳥取市	日進小学校
四月十五日	十九時	東伯郡倉吉町	成徳小学校
四月十六日	十九時	米子市	啓成小学校

二 一回の立会演説会において演説することのできる候補者の数 七人

三 候補者一人あたり演説の時間 三十分以内

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

昭和二十八年四月二十四日執行の参議院地方選出議員及び参議院全国選出議員選挙の投票用紙並びにこれら選挙に用いる不在者投票用封筒、仮投票用封筒におすべき印は当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

昭和二十八年四月二十四日執行の参議院地方選出議員選挙における選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載をうけようとする者の申請期限及び掲載順序のくじを行う場所並びに日時を次のとおり定める。

昭和二十八年四月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

- 一 申請期限 昭和二十八年四月十一日
- 二 くじを行う場所 鳥取県選挙管理委員会事務局
- 三 くじを行う日時 昭和二十八年四月十二日午前十一時

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和二十八年四月二十四日執行の参議院地方選出議員選挙における各議員候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は次のとおりである。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

一人につき 三三七、二〇〇円

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

昭和二十八年四月二十四日執行の参議院地方選出議員選挙につき立会演説会を行うべき市町村、開催予定の日時、会場及び一回の立会演説会において演説することのできる候補者の数並びに演説の時間を次のとおり定める。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

月	日	時間	開催の市町村	会場
			一 立会演説会開催の市町村、開催の日時、会場	

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

公職選挙法第九十七條の二の規定に基き、県の選挙管理委員会が管理すべき選挙の選挙運動に従事する者に対する実費弁償及び選挙運動のために使用する労務者に対する報酬の額を次のとおり定め、昭和二十七年鳥取県選挙管理委員会告示第三十号はこれを廃止する。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

- 一 選挙運動に従事する者一人に対し支給し得る実費弁償の種類及びその額は次のとおりとする。
  - (一) 鉄道賃 鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した二等又は三等運賃の額
  - (二) 船賃 水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した二等又は三等運賃の額
  - (三) 車賃 陸路旅行について路程に応じた実費額
  - (四) 宿泊料 一泊につき八〇〇円(二食付)
  - (五) 弁当料 一日につき三〇〇円
  - (六) 茶菓料 一日につき 三〇円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給し得る報酬の日額は次のとおりとする。  
最高日額 二四四円とする。  
但し、食事は自弁であること及び時間外就労については一時間につき一日の額を時間割した額の一倍半以内を加算するものとする。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

發行所 鳥取市東町 鳥取県 印刷所 鳥取市東町 鳥取県